

「外国人旅行者体験コンテンツ（OTA向け）造成事業委託業務」仕様書

1 事業の目的

近年、訪日外国人は体験型の観光を求める傾向にあり、県内地域の魅力の掘り起こしや磨き上げが必要となっているため、意欲のある県内施設等と調整を行いながら、体験型コンテンツの選定・磨き上げを行い、コンテンツ造成及び販売を支援する。

なお、造成に至らなかったコンテンツについても、今後の販売に向けた助言等の支援を行う。

2 業務内容

業務実施に当たっては、事前に本県へ業務計画を示した上で実施することとし、事業計画等に重要な変更が生じる場合には、事前に愛知県と協議を行うこと。

(1) 体験型コンテンツの造成

下記「旅行商品の条件」に合致した、インバウンド向け体験型コンテンツを新たに造成するとともに、造成した体験型コンテンツのブラッシュアップを行う。

【コンテンツの条件】

- ① ターゲット
 - ・旅行形態は、FIT（個人訪問者）を想定
 - ・対象市場は、東・東南アジアを基本とするが、その他米国向けも可。ターゲット設定を含めて自由提案とする。
- ② 日数・数量等
 - ・数時間から1日程度
 - ・造成数：新規5コンテンツ以上
- ③ 内容及び留意点
 - ・旅マエ・旅ナカにおいて、旅行者が自由に旅程に組み込むことができる内容と価格設定を意識すること。
 - ・愛知県特有の「歴史・文化」「産業」「食」「自然」等の魅力が体験できるものとし、コミュニティ・ベースド・ツーリズム、ナイトタイム・エコノミーを意識した内容を盛り込むこと。
 - ・テーマ性を持たせた内容とすること。
 - ・質が高く、ターゲットとなる外国人観光客に訴求力のある内容とし、他の地域の体験と差別化を図った愛知県らしいコンテンツを造成すること。
 - ・本契約終了後も受入施設等による販売・管理が可能な内容とすること。

ア コンテンツの募集・選定（4月～7月頃）

- ・海外向けのOTAでのコンテンツ販売に関心がある県内観光関連事業者を対象とした研修会（事業説明会）を開催した上で、造成・販売支援を

希望するコンテンツの募集・デスク調査・ヒアリング調査等により選定候補の絞り込みを行う。なお、研修会（事業説明会）の告知、コンテンツ募集の周知等は委託事業者において実施すること。10社程度の参加を目標とし、規定数に達するよう状況に応じて委託事業者より個別事業者に声がけ等を行うこと。

イ コンテンツ化に向けた支援（8月～10月頃）

- ・アにおいて実現可能性を精査し、絞り込んだ選定候補コンテンツ（8コンテンツ程度）に対して、FIT向けのコンテンツ造成・販売に知見のある有識者を招請した現地視察を実施し、最終的に支援を行う5コンテンツ以上を選定する。
- ・選定したコンテンツについて、コンテンツの磨き上げを行う。
- ・なお、選定外のコンテンツに対しても、今後の造成に繋がるように、現地視察での有識者の意見等をフィードバックする。
- ・OTA掲載支援（OTA掲載方法の習得を目的とした研修会の実施等）を行う。（オンライン可）

ウ コンテンツ販売支援（11月～1月頃）

- ・造成したコンテンツの販売を支援するための施策を実施すること。以下の①～③の項目の実施を想定しているが、より効果的かつ参画事業者にとってのメリットが大きい施策があれば、得られる効果とともに提案すること。

① レビュー数獲得及び受入事業者側がオペレーションに慣れる実践の機会を提供するため、外国籍の方を対象としたモニターツアーを2回実施する。

＊外国籍の方は1ツアーにつき2～4名参加想定

なお、うち1回はプロカメラマンを同行させ、OTA掲載用及びプロモーション活用のための写真撮影を行うこと。

② 訪日関心層に訴求力のある媒体において、2024年度造成したコンテンツのプロモーションのための記事をWebメディアなどに掲載し、販売支援を行う。

③ 造成支援するコンテンツのターゲットへの情報発信力があるインフルエンサーを招請し、情報発信を行う。（対象：新規5コンテンツ+2024年度造成8コンテンツ）

- ・OTA掲載後、予約受付・販売管理等の操作について、受入事業者へ個別にサポートを行う。（オンライン可）契約終了後も受入施設等がOTAでの販売を管理できるよう、本事業終了後も継続的に受入施設等を支援するための方法を構築する。

(2) 業務報告

- ア コンテンツ販売後、プロモーションの状況報告、分析、効果検証を行うこと。

また、上記以外にも予約・販売実績データ等を求めた際は、速やかに報告すること。

イ 造成したコンテンツの販売状況等を把握し、課題等を分析した上で、本県と事前に協議し、必要に応じてブラッシュアップや販促強化を行うこと。

3 成果物

業務報告にあたっては、特筆するものを除き、日本語で作成の上、提出すること。

(1) 提出物

ア 事業計画書

イ 新たに造成した体験型コンテンツの商品概要書（タリフ）

※ 日本語及びターゲット国の言語

ウ 問合せ先一覧（各コンテンツ事業者の担当及び連絡先を記載）

※ レップ販売用

エ 業務報告書

・体験コンテンツリスト

（15件以上：リスト化後、最終調整により選定されなかった理由も付記すること）

・2(1)アの説明会の内容・実績

・2(1)イに定める有識者等による支援の実績

・2(1)ウの事業後の支援内容

・造成したコンテンツの販売実績

・プロモーション方法（スケジュール・回数等）及び分析報告

・次年度以降の課題や改善すべき点に関する提言

オ その他指示した事項

(2) 提出期限

令和8（2026）年3月19日（木）

(3) 提出部数

日本産業規格A4判の紙媒体2部、電子データ1部

(4) 提出先

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

4 留意事項

(1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。

(2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。

- (3) 委託期間中は、業務内容、経過全般を常に把握している専任の担当者（正・副 各1名以上）を置き、本県との連絡調整を行うこと。※日本語に限る。
- (4) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (5) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) モニターツアーで撮影した画像及び規定する成果物一式の著作権は、委託者である愛知県に帰属するものとする。
- (7) コンテンツ造成にあたり、現在商品として販売中のものを選定する場合には、対象となる受入施設等のほか販売事業者とも調整し、協力を得た上で実施すること。
- (8) 仕様内容等に変更が生じた場合、本県と協議の上、対応を決定すること。
- (9) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (10) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。